

質疑の回答

業務名： 令和８年度第８期菊池市障がい福祉計画・第４期菊池市障がい児福祉計画
策定業務委託

受付	質問事項	内 容	回 答
1	実施要項 13 (1)	通し番号は、様式 7 に添付する企画提案書への記入でよろしいでしょうか	様式第 7 号に添付する技術提案書の各頁に、通し番号（ページ番号）を記入すること。
2	実施要項 14	選定委員のお立場（役職など）をご教授ください	菊池市公募型プロポーザル方式実施要領に基づき、健康福祉部長を選定委員長とし、担当課である福祉課の課長、課長補佐、係長（３名）、参事を選定委員としている。
3	仕様書 5 (3)	前回（第 7 期計画）調査票データの公開をお願いします	市ホームページに、前回（第 7 期菊池市障がい福祉計画・第 3 期菊池市障がい児福祉計画）策定時の住民アンケート及び事業所アンケートの P D F データを掲載する。
4	実施要項 6 (8)	自治体が予算を組み、自治体から委託を受けた社会福祉法人が、委託された計画策定業務をコンサルタント業者が支援した場合を含みますか？	実施要項 6 (8) の「地方自治体」とは、地方自治法第一条の三で定める「地方公共団体」を意味する。つまり、都道府県や市町村等の地方自治体において、障害者基本法に定める「障害者計画」、障害者総合支援法に定める「障害福祉計画」、児童福祉法に定める「障害児福祉計画」のいずれかの策定支援を行った実績があることを応募資格の要件とする。
5	実施要項 6 (8)	社会福祉法人が当該法人の事業として行う「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定を支援した場合を含みますか？	上記 4 と同様、都道府県や市町村等の地方自治体において、法に基づき策定する「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の策定を支援していることを要件とする。